

01	京都大学大学院医学研究科・医学部及び医学部附属病院 医の倫理委員会 作業手順書	2012年11月12日発効 2015年3月9日改訂承認 (2015年4月1日施行) 2021年6月30日一部改訂
医の倫理委員会会議録の作成		

1. 医の倫理委員会委員長は、医の倫理委員会事務局を会議録作成担当に指名する。
2. 会議録作成担当者は、医の倫理委員会に陪席し、会議録案を作成する。作成する会議録案には、会議における審査結果と審議の概要及び必要に応じて逐語録、並びに会議に提出された審査資料等を含む。
3. 医の倫理委員会委員長は、出席委員から会議録案の点検結果を得る。
4. 医の倫理委員会委員長は、出席委員による点検結果を確認し、最終案を取りまとめる。
5. 会議録作成担当者は、最終案を医の倫理委員会委員に回覧し承認を得る。

附則

本手順書は、2015年4月1日より施行する。

医の倫理委員会承認日：2015年3月9日

附則

本手順書は、2021年6月30日より施行する。

医の倫理委員会承認日：2021年6月14日